

## 第3次尾道市環境基本計画策定業務仕様書

### 1 委託業務名 第3次尾道市環境基本計画策定業務

### 2 目的

尾道市では、尾道市環境基本条例の規定に基づき、平成28年度に「第2次尾道市環境基本計画」（計画期間：平成29年度から令和8年度まで。以下「現行計画」という。）を策定し、計画の推進を行ってきたが、令和8年度で計画期間が終了するため、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえた改定を行う必要がある。

本業務は、計画の改定について、現行計画の分析・評価、基礎調査、計画改定作業の過程における諸提案、会議等の運営支援を行うことにより、計画改定作業の円滑化及び効率化を図り、より実効性のある計画の策定を支援することを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 業務実施計画書の作成

業務着手にあたり、作業の具体的な実施方法、スケジュール、役割分担等を示した業務実施計画書を提出し、市の承認を得ること。

#### (2) 現行計画の評価と課題の整理

各種文献資料や関係各課への実施状況のヒアリング等により、現行計画の施策等の進捗状況を分析・評価するとともに、(3)の結果を踏まえ、計画改定に向けた現行計画における課題を抽出・整理すること。

#### (3) 環境基礎調査の実施

##### ア 環境の現況調査の実施

###### (ア) 市域の概況

尾道市の大気・水質・土壌等の生活環境、動植物・森林・農地・里山等の自然環境、景観・公園緑地等の都市環境、地球温暖化対策やエネルギー対策等の地球環境、廃棄物や水資源等の資源の循環的な利用の現状を分析し、本市の環境の概況を明らかにすること。

###### (イ) 環境保全活動

市内の環境保全活動に取り組む市民団体、地域団体、企業等の活動状況とその成果についてとりまとめ、行政との協働の取組について提案すること。また、国内外の取組で本市の今後の取組の参考となる事例を抽出して紹介すること。

###### (ウ) 環境情勢や市域環境の変化の把握

世界・国・広島県の環境をとりまく状況、世界規模での環境に関する取組、国・広島県・近隣他市・類似条件をもった自治体の環境施策、法律や条例・制度、本市の関連計画における環境施策等、次期計画に反映すべき要素（項目）を調査・整理すること。

##### イ 市民意見等の集約

現行計画に基づく取組や次期計画に期待すること等をはじめ、環境に対する効果的な市民・中学生・事業者意見の調査を次の方法により行い、分析すること。

(ア) 市民向けアンケート（約2500人を想定）を実施するにあたり、設問の検討、アンケート用紙・返信用封筒の準備、宛名ラベルの貼付、発送、回収、集計、意見集約及び解析を行い、次期計画への反映方法等を提案すること。なお、対象者の抽出及び宛名ラベルの印刷は尾道市が行う。

(イ) 中学生向けアンケート（約1200人を想定）を実施するにあたり、設問の検討、アンケート用紙の準備、集計、意見集約及び解析を行い、次期計画への反映

- 方法等を提案すること。なお、アンケート用紙の配付及び回収は尾道市が行う。
- (ウ) 事業者向けアンケート（約300社を想定）を実施するにあたり、(ア)と同様に、設問の検討、アンケート用紙・返信用封筒の準備、宛名ラベルの貼付、発送、回収、集計、意見集約及び解析を行い、次期計画への反映方法等を提案すること。なお、対象事業者の抽出及び宛名ラベルの印刷は尾道市が行う。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)の他に、市民等の意見を集約できる効果的な方法があれば提案し実施するよう努めることとする。また、集約した意見を分析し、次期計画への反映方法等を提案すること。
- (4) 次期環境基本計画素案の作成  
前項までに規定する業務を踏まえ、次期計画素案のとりまとめと作成を行うこと。  
なお、素案の作成にあたっては、グラフ、図表、イラスト等を活用し、多様な主体が内容を明確に理解できるような構成や文章とすること。
- (5) パブリックコメントの運営支援  
市民の意見を広く聴取し、計画に反映していくためのパブリックコメントの実施支援及び意見の計画への反映等に対する提案を行うこと。
- (6) 会議等の運営支援  
計画改定に際して開催される各種会議へ出席し、会議資料及び議事録作成等を行うこと。現在予定している会議の種類及び開催回数は契約期間中下記のとおり。  
・尾道市環境審議会 4回程度  
・尾道市環境保全対策連絡協議会（庁内会議） 4回程度
- (7) 環境基本計画書及び概要版の作成  
パブリックコメント及び環境審議会等の意見に基づき、(4)で作成した素案を修正し、最終的な計画書及び計画書の概要版を作成すること。特に概要版については、イラスト等を使用し、市民に伝わりやすい内容とすること。

4 計画期間 令和9年度から令和18年度まで

5 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

## 6 成果品

以下の成果品を提出すること。規格サイズはA4判とし、印刷用原稿を電子データ（Microsoft Word、Microsoft Excel 等）で作成し、CD-R及び簡易製本にて提出すること。（提出部数 CD-R各3枚・簡易製本各5部）

- ・環境基礎調査報告書（統計データ分析等）
- ・市民・中学生・事業者アンケート調査結果報告書
- ・環境基本計画書
- ・環境基本計画書概要版

## 7 留意事項

- (1) 業務の実施にあたり、必要な人員を確保し、十分な体制で実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様に関し疑義が生じたときは、両者協議の上、これを定め、協議が整わない場合は本市の定めるものとする。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は尾道市に帰属する。
- (4) 本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。